

青森県報

第二千七百六十五号

平成十九年
四月九日
(月曜日)

目次

告 示

保安林の指定予定……………(林政課) ……一
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(下北地域) ……一
……………(県民局) ……一

公 告

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……二
土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……二
土地改良区の管理規程廃止の認可……………(同) ……二
土地改良区の解散……………(同) ……二
開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……三
建設業者の許可の取消し……………(下北地域) ……三
……………(県民局) ……三

教育委員会

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……三

告 示

青森県告示第三百二十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

ので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

青森市浪岡大字相沢字長沢二二六の一四

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第三百二十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項

指定漁船調査の縦覧

加入区 称	奥 戸	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所
	下北郡大間町大字奥戸字新釜二番地七 地一 下北郡大間町大字奥戸字向町八六番地一 一番地	佐々木 明 竹内 勝久 岡部 孝	平成十九年四月九日から同月二十三日まで	奥戸漁業協同組合

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、稲生川土地改良区の定款の変更を平成十九年四月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、稲生川土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十九年四月一日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十九年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の管理規程廃止の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、稲生川土地改良区の稲生川頭首工管理規程及び三本木原頭首工管理規程の廃止を平成十九年三月三十一日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成十九年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

稲生川頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正取水水位によりかんがい取水を行い、毎年四月一日から九月十五日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具、観測等のために必要な設備並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとし、干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

三本木原頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理責任者は、適正取水水位によりかんがい取水を行い、毎年四月一日から九月十五日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具、観測等のために必要な設備並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとし、干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、西八戸平土地改良区は、平成十九年三月三十日解散したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

下北郡大間町大字大間字奥戸上道二三の一三の二の一、二四の三の一、二五の二の一、二七の二の一、二八の二、二九の二及び五三の二、字上野三七、三八の二、三八の二、三九、四〇の三の一部及び四〇の四の二（第一工区）

東京都江東区深川二丁目二の一八株式会社 JPBビジネスサービス

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社太田建材

二 代表者の氏名 太田 勝

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字斗南岡二九の一七八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五九〇七号

五 取消年月日 平成十九年三月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、石、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年三月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教育委員会

青森県教育委員会訓令第十八号

庁 内 一 般

出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月九日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程（昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「武田哲郎」を「名古屋淳」に、「田辺哲彦」を「細越友之」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭